

災害拠点病院指定要件（平成24年医政発0321第2号厚生労働省医政局長通知）

| | | | |
|--|---|--|----|
| 事業区分 | 地域災害拠点病院 | | |
| 施設名 | 済生会富山病院 | | |
| 開設者 | 社会福祉法人恩賜財団済生会 | | |
| 所在地(所在市町村) | 富山市 | | |
| 二次医療圏名 | 富山 | | |
| 病床数 | 250床 | | |
| 運営体制 | ①24時間緊急対応し、災害発生時に被災地内の傷病者等の受入れ及び搬出を行うことが可能な体制を有している。 | ○ | |
| | ②災害発生時に、被災地からの傷病者の受入れ拠点となり、広域災害・救急医療情報システム(EMIS)が機能していない場合には、被災地からとりあえずの重症傷病者の搬送先として傷病者を受け入れることが可能な体制を有している。(例えば、被災地の災害拠点病院と被災地外の災害拠点病院とのヘリコプターによる傷病者、医療物資等のピストン輸送を行える機能を有している。) | ○ | |
| | ③災害派遣医療チーム(DMAT)を保有し、その派遣体制がある。 【基幹災害拠点病院は、複数のDMATを保有していること】 | ○ | |
| | ③災害発生時に他の医療機関のDMATや医療チームの支援を受け入れる際の待機場所や対応の担当者を定めておく等の体制を整えている。 | ○ | |
| | ④救命救急センター又は第二次救急医療機関である。 【基幹災害拠点病院は救命救急センターであること】 | 第二次救急医療機関 | |
| | ⑤被災後、早期に診療機能を回復できるよう、業務継続計画の整備を行っている。 | ○ | |
| | ⑥整備された業務継続計画に基づき、被災した状況を想定した研修及び訓練を実施している。 | ○ | |
| | ⑦地域の第二次救急医療機関及び地域医師会、日本赤十字社等の医療関係団体とともに定期的な訓練を実施している。 | ○ | |
| | ⑦災害時に地域の医療機関への支援を行うための体制を整えている。 | ○ | |
| ⑧ヘリコプター搬送の際に、同乗医師を派遣できる体制を整えていることが望ましい。 | ○ | | |
| 診療施設 | (ア)病棟(病室、ICU等)、診療棟(診察室、検査室、レントゲン室、手術室、人工透析室等)等救急診療に必要な部門を設けるとともに、災害時における患者の多数発生時に対応可能なスペース及び簡易ベッド等の備蓄スペースを有することが望ましい。 | ①救急部門の有無 | 有 |
| | | ②多数の患者に対応可能なスペースの有無 (入院患者については通常時の2倍、外来患者については通常時の5倍程度を想定) | 有 |
| | | ③簡易ベッド等の備蓄スペースの有無 | 有 |
| | (イ)診療機能を有する施設は耐震構造を有することとし、病院機能を維持するために必要な全ての施設が耐震構造を有することが望ましい。【①から④のうち、該当するものひとつに「○」を記載し、②に該当する場合は、耐震構造でない建物の代表例を記載して下さい。】 | ①全ての建物が耐震構造、制震構造、または免震構造である | ○ |
| | | ②病院機能を維持するために必要な全ての建物(病棟や外来棟、管理棟、ボイラー棟、給食棟等)が耐震構造、制震構造、または免震構造である 【基幹災害拠点病院の要件】 | |
| | | ③診療機能(病棟や外来棟など)を維持するために必要な建物が耐震構造、制震構造、免震構造である。 【災害拠点病院の要件】 | |
| | | ④耐震性が不明、または耐震性がない。 | |
| | (ウ)通常時の6割程度の発電容量のある自家発電機等を保有し、3日分程度の備蓄燃料を確保しておくこと。なお、自家発電機等の燃料として都市ガスを使用する場合は、非常時に切替え可能な他の電力系統等を有しておくこと。また、平時より病院の基本的な機能を維持するために必要な設備について、自家発電機等から電源の確保が行われていることや、非常時に使用可能なことを検証しておくこと。 | 自家発電機の有無 | 有 |
| | | ①自家発電機の発電容量 | 6割 |
| | | ②燃料の備蓄 | 3日 |
| ③燃料の種類 | | 都市ガス | |
| ③で都市ガスと回答した場合、切替え可能な他の電力系統 | | 有 | |
| 自家発電機等からの電源の確保や使用可能なことの検証 | | ○ | |
| ハザードマップ等の考慮 | ○ | | |
| (エ)浸水想定区域(洪水・雨水出水・高潮)又は津波災害警戒区域に所在する場合は、風水害が生じた際の被災を軽減するため、止水板等の設置による止水対策や自家発電機等の高所移設、排水ポンプ設置等による浸水対策を講ずること。 | 止水板の設置による止水対策、自家発電機の高所移設 | | |

| | | | | | |
|--------------|--|--|---------------------------------------|------------|------------|
| 診療施設 | (オ)災害時に少なくとも3日分の病院の機能を維持するための水を確保すること。具体的には、少なくとも3日分の容量の受水槽を保有しておくこと又は停電時にも使用可能な地下水利用のための設備(井戸設備を含む。)を整備しておくことが望ましいこと。ただし、必要に応じて優先的な給水協定の締結等により必要な水を確保することについても差し支えないこと。 | ①受水槽の有無 | ○ | | |
| | | 受水槽の容量 | 地下水 | | |
| | | ②停電にも使用可能な地下水利用のための設備(井戸設備を含む。)の有無 | ○ | | |
| | | ③給水協定の締結 | — | | |
| 診療設備 | (ア)衛星電話を保有し、衛星回線インターネットが利用できる環境を整備すること。また、複数の通信手段を保有していることが望ましい。 | ①衛星電話の有無 | 固定型衛星電話の有無 無 | | |
| | | | 衛星携帯電話の有無 有 | | |
| | | ②衛星回線インターネット導入の有無 | 有 | | |
| | | ③複数の通信手段の保有の有無 | 有 | | |
| | (イ)EMISに参加し、災害時に情報を入力する体制を整えておくこと。すなわち、情報を入力する複数の担当者を事前に定めておき、入力内容や操作方法などの研修・訓練を行っておくこと。 | EMIS参加の有無 | 有 | | |
| | | | 複数の操作担当者の指定 ○ | | |
| | | | 研修・訓練の実施 ○ | | |
| | (ウ)多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うために必要な診療設備 | | | 有 | |
| | (エ)患者の多数発生時用の簡易ベッド | | | 有 | |
| | (オ)被災地における自己完結型の医療に対応出来る携行式の応急用医療資器材、応急用医薬品、テント、発電機、飲料水、食料、生活用品等 | | | 有 | |
| (カ)トリアージ・タッグ | | | 有 | | |
| その他 | 食料、飲料水、医薬品等について、流通を通じて適切に供給されるまでに必要な量として、3日分程度を備蓄しておくこと。その際、災害時に多数の患者が来院することや職員が帰宅困難となることを想定しておくことが望ましい。 また、食料、飲料水、医薬品、燃料等について、地域の関係団体・業者との協定の締結により、災害時に優先的に供給される体制を整えておくこと(ただし、医薬品等については、都道府県・関係団体間の協定等において、災害拠点病院への対応が含まれている場合は除く。) | 食料 | 備蓄の有無 | 有 | |
| | | | 備蓄日数 | 3日 | |
| | | | 災害時に多数の患者が来院することや帰宅困難となる職員への対応を想定した備蓄 | 有 | |
| | | | | 協定の締結 | ○ |
| | | 飲料水 | 備蓄の有無 | 有 | |
| | | | 備蓄日数 | 3日 | |
| | | | 災害時に多数の患者が来院することや帰宅困難となる職員への対応を想定した備蓄 | 有 | |
| | | | | 協定の締結 | ○ |
| | | 医薬品 | 備蓄の有無 | 有 | |
| | | | 備蓄日数 | 3日 | |
| | | | 災害時に多数の患者が来院することや帰宅困難となる職員への対応を想定した備蓄 | 有 | |
| | | | | 協定の締結 | ○ (県協定) |
| | | 燃料 | 協定の締結 | ○ (県協定) | |
| | | 医療用ガス | 備蓄の有無 | 有 | |
| 備蓄日数 | 3日 | | | | |
| 協定の締結 | ○ (県協定) | | | | |
| その他 | 災害医療の研修に必要な研修室を有すること。【基幹災害拠点病院の要件】 | | 有 | | |
| 搬送関係 | 施設 | 病院敷地内にヘリコプターの離着陸場を有している。 病院敷地内に離着陸場の確保が困難な場合は、必要に応じて都道府県の協力を得て、病院近接地に非常時に使用可能な離着陸場を確保するとともに、患者搬送用の緊急車両を有すること。 (ヘリコプターの離着陸場については、ヘリコプター運航会社等のコンサルタントを受けるなどにより、少なくとも航空法による飛行場外離着陸場の基準を満たすこと。また、飛行場外離着陸場は近隣に建物が建設されること等により利用が不可能となることがあることから、航空法による非公共用ヘリポートがより望ましいこと。)【基幹災害拠点病院は、病院敷地内に離着陸場を有すること】 | 有(敷地外) | | |
| | | 患者搬送用の緊急車両を有していること。 | ○ | | |
| | 設備 | DMATや医療チームの派遣に必要な緊急車両を有している。(その車両には、応急用医療資器材、テント、発電機、飲料水、食料、生活用品等の搭載が可能であること。) | ○ | | |